

パートタイム

令和8年度採用

加古川市会計年度任用職員 採用候補者名簿登録試験 【中学校給食事務補助員】 募集要項



令和8年1月
受験案内

試験日	令和8年2月13日（金） ※上記以外の日程を希望される場合は要相談。
申込受付期間	令和8年1月26日（月）～2月6日（金） 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日は除きます。 ※郵送の場合は、2月5日（木）までの消印有効
申込受付場所	加古川市役所 新館8階 教育総務部 学務課

加古川市教育委員会
学務課 給食管理係
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地
TEL (079) 427-9590（直通）

1. 募集概要

職種	事務補助員（パート）
採用予定人数	2名程度
採用までの流れ	採用候補者名簿登録試験を実施し、合格者を採用候補者名簿に登録した上で、登録者の中から採用者を決定
名簿登録期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）
その他の	採用が必要な時期に名簿登録者から採用者を決定しますので、名簿登録がされた場合でも必ず採用となるわけではありません。

注) 提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また、採用後に不正等が発覚した場合には、採用・名簿登録を取り消します。

2. 応募資格

年齢	不問
欠格要件	地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。

注) 令和7年度加古川市会計年度任用職員採用候補者名簿【中学校給食事務補助員】に登録済みの人についても、令和8年度加古川市会計年度任用職員採用候補者名簿【中学校給食事務補助員】への登録を希望する場合は、申し込みの必要があります。

3. 受験申込

受付期間	令和8年1月26日（月）～2月6日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は除きます。） ※郵送の場合は、2月5日（木）までの消印有効
必要書類	①加古川市会計年度任用職員採用候補者名簿登録試験申込書（本市所定用紙） ※必要事項を記入の上、写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。 ②結果通知郵送用封筒 ※長形3号<12cm×23.5cm>封筒に110円切手を貼り、申込者の「氏名・送付先」を明記し、氏名の後には「様」を記入してください。
受付場所	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市教育総務部学務課給食管理係（加古川市役所新館8階）

4. 試験概要

- [試験日] 令和8年2月13日（金） ※左記以外の日程を希望される場合は要相談。
- [試験内容] 面接試験
- [試験会場] 加古川市役所 新館8階 教育委員室
※駐車場は、立体駐車場（カーパークつつじ：有料）を利用してください。
割引処理を行いますので、駐車券は必ず会場までお持ちください。
- [持参する物] 受験票 ※申込受理後、郵送します。
- [結果発表] 2月中に、受験者全員に結果通知郵送用封筒で郵送します。

注) 令和7年度加古川市会計年度任用職員（パートタイム）採用候補者名簿【中学校給食事務補助員】に登録されており、1月1日現在で既に一定の任用実績がある方については、面接試験を免除される場合があります。面接試験が免除される人には、受験票に代えて免除通知を郵送します。

5. 勤務条件

業務内容	一般事務補助（学校給食にかかる喫食数管理及び物資発注等の業務）
勤務場所	市内の公立中学校・義務教育学校
任定期	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務時間	9時00分から13時45分まで（休憩時間60分） 週18時間45分【1日3時間45分×週5日】 ※業務の都合により時間外勤務が生じる可能性があります。 ※勤務先の学校により勤務時間が異なる場合があります。
休日	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及びその他所属長が指定する日（春休み・夏休み・冬休み等） ※長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）は登校日や研修等がある場合は、勤務日となります。
報酬等	時給1,291円（令和8年1月1日現在） 「加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例」の定めるところにより、地域手当（時給に含む）・通勤手当相当の報酬等を支給します。 ※上記報酬及び諸手当の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。
休暇等	年次有給休暇：任期・週の勤務日数に応じて付与（1年間に最大20日） ※上記以外に、結婚休暇や忌引休暇等の特別休暇があります。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止) ※一定の要件を満たす場合は、兼業が可能ですが、本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合には原則認められません。また、懲戒処分等の規定が適用されます。
社会保険	加入なし
公務災害	労働者災害補償保険が適用されます。

6. その他

- ・報酬等の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。
- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

7. 申込受付場所及び試験会場位置図

